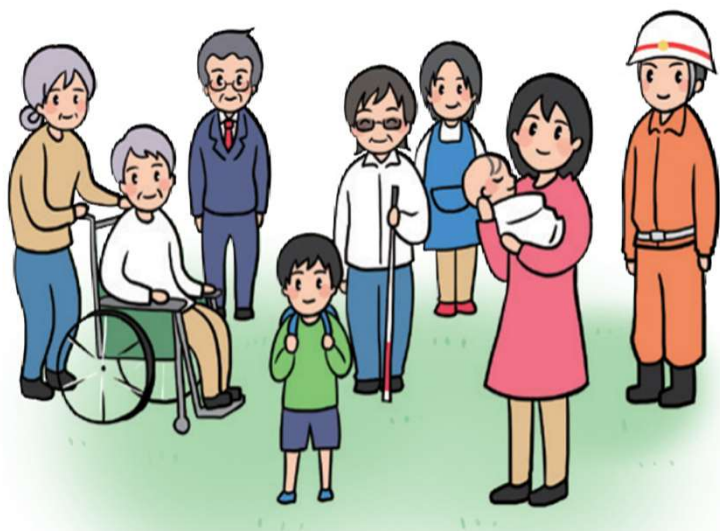




福祉と防災の連携について

- 地域における支え合い活動
- 個別避難計画

流山市 健康福祉部 福祉政策課

04-7196-6605（課直通）

要支援者施策の変遷

1995（平成7）年	1月：阪神・淡路大震災	死者9人のうち6人が70歳以上
2004（平成16）年	7月：三条市7.13水害 ← 10月：新潟県中越地震	
2005（平成17）年	3月：災害時要援護者の避難支援ガイドラインの公表	
2007（平成19）年	7月：新潟県中越沖地震 （市）災害時要援護者名簿の作成	犠牲者の過半数が65歳以上。 障害者の犠牲者の割合も健常 者と比較して2倍程度となった。
2011（平成23）年	3月：東日本大震災 ←	
2013（平成25）年	6月：災害対策基本法の改正 8月：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の策定 ⇒避難行動要支援者名簿作成の義務化	
2014（平成26）年	10月：（市）流山市地域支え合い活動推進条例の制定（支え合い名簿の作成）	
2019（令和元）年	9月：令和元年房総半島台風（15号） 10月：令和元年東日本台風（19号）	
2021（令和3）年	5月：災害対策基本法の改正 5月：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定 ⇒個別避難計画作成の努力義務化、福祉避難所への受入対象公示等	
2024（令和6）年	1月：令和6年能登半島地震	
2025（令和7）年	3月：（市）流山市地域支え合い活動推進条例の改正（個別避難計画の共有）	

地域防災計画：要配慮者・要支援者関連の施策について

2章 災害予防 計画

- 1-9訓練及び防災知識の普及計画(避難訓練)
- 7-3避難所の開設・運営体制の整備(避難所運営マニュアル)
- 8-1～災害医療体制の整備(患者受け入れ先の確保)
- 9-1～要配慮者の安全確保対策(電源確保、情報伝達、福祉避難所の確保、避難行動要支援者に対する事前対策(名簿・個別避難計画))

3章 災害応急 対策計画

- 1-2市災害対策本部(救援庶務班、避難誘導救援班、救護班)
- 5-6指定避難所等の開設(福祉避難所、配慮されたブース)
- 6-1医療救護活動(傷病者の搬送)
- 14-4ボランティア協力計画(ボランティアセンターとの連携)
- 15-3在宅要配慮者の安全対策(安否確認、搬送体制の確保、状況調査、保健・医療・福祉巡回サービス)

※ 流山市地域防災計画 地震災害対策編

流山市の被害予測 -安全と判断できる場合は在宅避難を推奨-

洪水ハザードマップ

市内の多くは落ち着いて事前に行動できる地域です

地震ハザードマップ

地域の安全性だけでなく個々の住宅の耐震化も重要

東深井北部
こうのす台北部

新川耕地周辺
西深井・下花輪・北ほか

流山本町周辺
流山1～7丁目ほか

河川周辺だけでなく
アンダーパスや土地の
高低による内水氾濫
にも注意
※内水ハザードマップ

南流山・木周辺

宮園・鰭ヶ崎周辺
坂川周辺

長崎地区周辺

地域支え合い活動 – 孤立死防止と災害への備え –

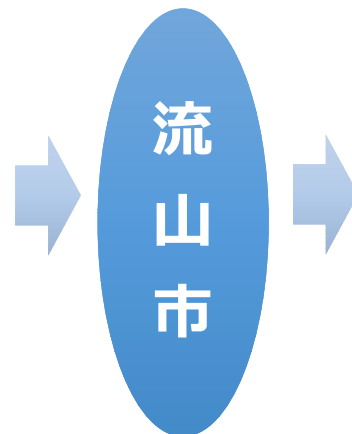
ニーズ・情報を共有 - 日常からの関係づくり -

対象となる方

- ① 75歳以上のみ世帯の方
- ② 障害等級をお持ちの方
要介護認定を受けた方
- ③ 登録を希望する方

同意により名簿登録

本人の連絡先・災害時の配慮事項等
※緊急時の連絡先（市でのみ保管）



流山市

自治会等

お住まいの地域の活動主体

日常からの地域支え合い活動

声かけ、見守り、サロン活動
防災訓練、ちょっとしたお手伝い

災害発生時の地域支え合い活動

情報伝達・避難支援・安否確認
避難所での支援活動

関係機関

民生委員・児童委員
消防・警察・社会福祉協議会
地域包括支援センター等

対象要件に該当された方には、流山市から登録希望の調査票を送付しています。

※登録を希望する方の随時申出も可能です。（福祉政策課04-7196-6605まで）

地域のチカラ – 少しずつ・できることを・できる範囲で –

地域支え合い活動 – 登録者数の現状 –

(1) 流山市全体の人口（令和6年4月1日現在）

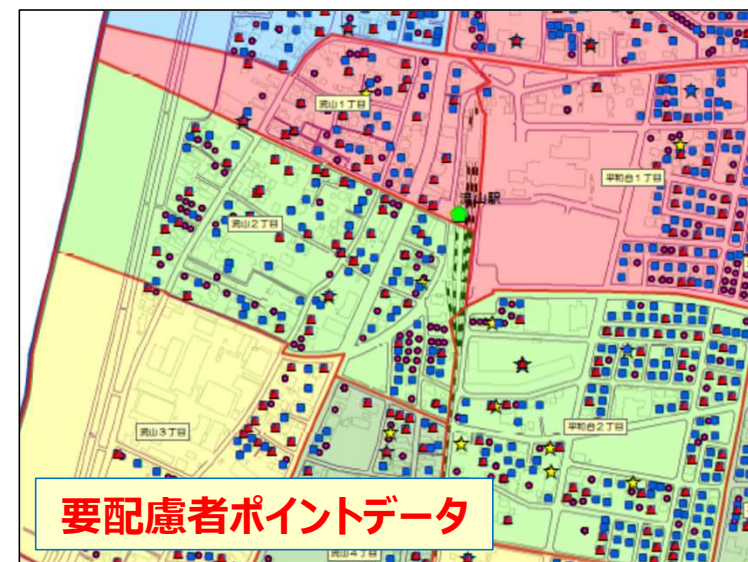
地域区分	全世代	(内訳) 65歳以上		(内訳) 75歳以上	
		人数	人口比率%	人数	人口比率%
北部	36,405	12,248	33.6	7,198	19.8
中部	68,811	11,585	16.8	6,857	10.0
南部	65,500	12,793	19.5	7,100	10.8
東部	40,381	10,678	26.4	6,524	16.2
市全体	211,097	47,304	22.4	27,679	13.1

名簿の登載要件

- ① 75歳以上のみ世帯
- ② 一定以上の障害等級や要介護認定を持つ方
- ③ 登録を希望する方

(2) 支え合い活動名簿の登載者(令和6年4月)

地域区分	名簿登載者	(内訳)		
		①	②	③
北部	3,632	3,333	249	50
中部	3,643	3,257	306	80
南部	3,758	3,357	303	98
東部	3,438	3,055	208	175
市全体	14,471	13,002	1,066	403



支え合いのかたち — 地域ぐるみで連携 —

緩やかな見守り

日々の生活や業務の中で

- 「それとなく注意を払う」
- 「さりげなく様子を見る」
- 仲間と集う
- サークルやボランティア活動

異変に気づいた時は専門機関・緊急対応につなげる

- 隣近所・友人
- 敬老会・ふれあいの家
- 地域見守りネットワーク・SOSネットワーク
(民間事業者との協定)

地域による見守り

見守りが必要な方に対して
(支え合い活動名簿を活用)

- 定期的な安否確認・声かけ
- 防犯パトロール時の見守り
- 災害時の避難支援・安否確認

- 民生委員・児童委員
- 地区社会福祉協議会

自治会・自主防災組織

社会福祉協議会

高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)

専門的な見守り

本人・家族からの相談・申請
地域からの通報・相談を受けて

- 困難事例の対応 (家族による虐待・認知症など)
- 医療や介護保険サービス、福祉の制度へつなげる
- 災害時の応急対応・適切な支援

- 市役所
- 警察・消防 (緊急時)

介護支援専門員

相談支援専門員

もしもの時に備えて – 救急情報カードの活用 –

緊急時・災害時のスムーズな安否確認のために

- 外出時に常時携帯する
- 冷蔵庫に保管する(扉に貼る・庫内に保管)

- ・緊急連絡先
- ・健康状態（医療・服薬・生活状況）
- ・地域の支援者（向こう3軒両隣）
- ・災害時の配慮事項

内容に変更があった際は更新を



冷蔵庫内で保管するための
救急情報セット（要申請）

信頼できる方に緊急連絡先を事前に提供

市役所(福祉政策課)、親しいご近所の方、友人、ケアマネジャー、
地域で見守りをしている自治会関係者・民生委員 など

※提供は任意です

記入日 年 月 日 **＋ 救 急 情 報 カ ー ド ＋**

～急病・災害時における救急隊員や地域の支援者への情報提供カードです～

本人の 情報	フリガナ氏名	住所	電話番号	携帯電話	性別	男性・女性・その他
	生年月日 (西暦表記)	血液型	A・B・O・AB			
	住所又は居所	電話番号	()	携帯電話	()	
	FAX	()	メールアドレス	()		

緊急時の 連絡先	① フリガナ氏名	電話番号	()	携帯電話	()	本人との関係
	住所					
②	フリガナ氏名	電話番号	()	携帯電話	()	本人との関係
	住所					

医療に関する情報 ※記入欄が足りない場合は別紙等に記載してください

治療中及び過去の病名	手術歴	かかりつけ病院・医師
治療中・通院	年 月 頃	病院 先生
治療中・通院	年 月 頃	病院 先生
アレルギー対応 (食物・薬品等)	無・有 ()	

※このカードを自宅で保管する際は、「お薬手帳」のコピーを備えてください
ご近所・支援機関等 (普段親しくしている・支援を受けている等)

名前・事業所名 (担当者)	関係性	電話番号
	ご近所・事業所・その他	()
	ご近所・事業所・その他	()

伝えたいこと (災害時の配慮事項・特別な医療行為等)

病歴・お薬・緊急時の連絡先等の大事な情報は、定期的な更新を

災害時の避難について ※避難支援が必要な方のみ、避難支援等実施者の了承を得た上で記入してください

避難支援 実施者	① フリガナ氏名	住所	電話番号	()
	〈支援方法〉 □ 安否確認 □ 情報伝達 □ 避難誘導			
②	フリガナ氏名	住所	電話番号	()
	〈支援方法〉 □ 安否確認 □ 情報伝達 □ 避難誘導			

避難先	水害	□ 避難所 ()	移動手段: ()	□ 在宅避難
	地震	□ 避難所 ()	移動手段: ()	□ その他
自宅所在地	浸水想定	無・有 ()	土砂災害	無・警戒区域・特別警戒区域
		()		

(流山市役所・流山市消防局・流山市健康福祉部・流山市福祉政策課 電話: 04-67-1-9161)

個別避難計画の作成 — 今までの支え合い活動を活かして —

だれの手助けを得て

どこに避難するかを

あらかじめ決めておく計画

主な作成対象者（在宅の方）

- (1) 要介護3・4・5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (3) その他、自力での判断や避難が困難な方

※(1)～(3)に該当しない方も作成できます。

災害への日頃の備えとしてお勧めしています。

個別避難計画の共有先(同意者のみ)

自治会、民生委員、地域包括支援センターほか

主な記載項目

- 避難支援等実施者…同居の家族、ご近所、自治会など
※安否確認や情報伝達など、避難を支援する身近な人
- 必要な医療・ケア・配慮の情報、欠かせない薬品等

The diagram illustrates the components of an individual evacuation plan. On the left is a box labeled '+ 救急情報カード +' (Emergency Information Card). To its right is a large plus sign '+'. To the right of the plus sign are three overlapping sheets labeled '生活支援シート①' (Life Support Sheet 1), '生活支援シート②' (Life Support Sheet 2), and '生活支援シート③' (Life Support Sheet 3). Sheet 1 is the frontmost and shows a header with two checkboxes, a dashed line, and a table with two rows and three columns. Sheet 2 is behind it and shows a table with two rows and three columns. Sheet 3 is the backmost and shows a header and a table with two rows and three columns.

救急情報カードに生活支援シート①②③を追加

個別避難計画の作成 — 今までの支え合い活動を活かして —

作成方法

- 本人と家族で作る
- 福祉専門職（※）の支援で作る
（※）ケアマネジャー、相談支援専門員など
- **自治会など、地域で作ってみる**



自治会・自主防災組織の
活動の一環として、
地域で作ってみませんか

市職員が集会などに参加して、
一緒に作成することもできます

計画の活用例

- **ひなんさんぽ（当事者を交えた避難訓練）**
- 避難の声掛け、誘導



地域の
災害リスクが
わかります



普段からの
関係づくりにも

個別避難計画の作成や「ひなんさんぽ」をとおして、
高齢者・障害者等と地域・福祉が普段からつながることが重要です。

福祉と防災の連携

日頃支援を要する事は災害時にはより必要に

本人に必要な支援

歩行
移乗

入浴
トイレ

透析

電源

医薬品

食事

意思
疎通

災害時のハードル

時間、場所、人員、備え…

事前
想定

福祉と防災の連携

日頃からの継続した
視点が重要

家族・ご近所・友人・地域ができること

- 必要な支援内容を事前に知ってもらう
- ★ 声かけ（発生前の避難呼びかけ、発生後の安否確認、情報伝達）
- 避難誘導

アセスメントやモニタリングの延長線上で作成

個別避難計画の推進手法

主な手法・連携先	
高齢者・介護 関連	R6.8～ 自治会、民生委員への周知（R7年度からより強化）
	R6.8～ 地域包括支援センター、ケアマネジャーへの協力依頼
	R6.12～ 地域ケア会議等での周知
障害福祉関連 （難病・小慢）	R6.8～ 相談支援専門員への協力依頼
	R6.8～ 医療的ケア児等コーディネーターとの連携（自立支援協議会）
	R6.11～ 県への情報提供依頼：難病、小児慢性特定疾患 ※人工呼吸器を使用している在宅生活者への対応を強化
R7年度 推進手法	■ 自治会や地区社協単位での作成の推進 ■ 障害者当事者団体でのグループ作成 ■ 在宅医療介護連携会議ほか、医療福祉専門職との連携推進

R6.8～ 医療福祉専門職との連携（計画作成に係る報償費支給・6,000円/件）

個別避難計画作成の進捗状況について

令和6年8月の実施以降の取組概要・作成状況（令和6年度末現在）

- 介護保険居宅介護支援事業所、障害福祉サービス相談支援事業所へ作成支援を依頼
- 地域の福祉専門職、医療的ケア児等コーディネーターと連携し、実地による計画作成を実施
→人工呼吸器を使用している医療的ケア児、視覚障害、車いす利用、人工透析利用の方

- ・ 福祉専門職の作成支援により、個別避難計画を作成

要介護 3 以上 : 16件

身体障害者手帳 1・2級、療育手帳①等 : 21件

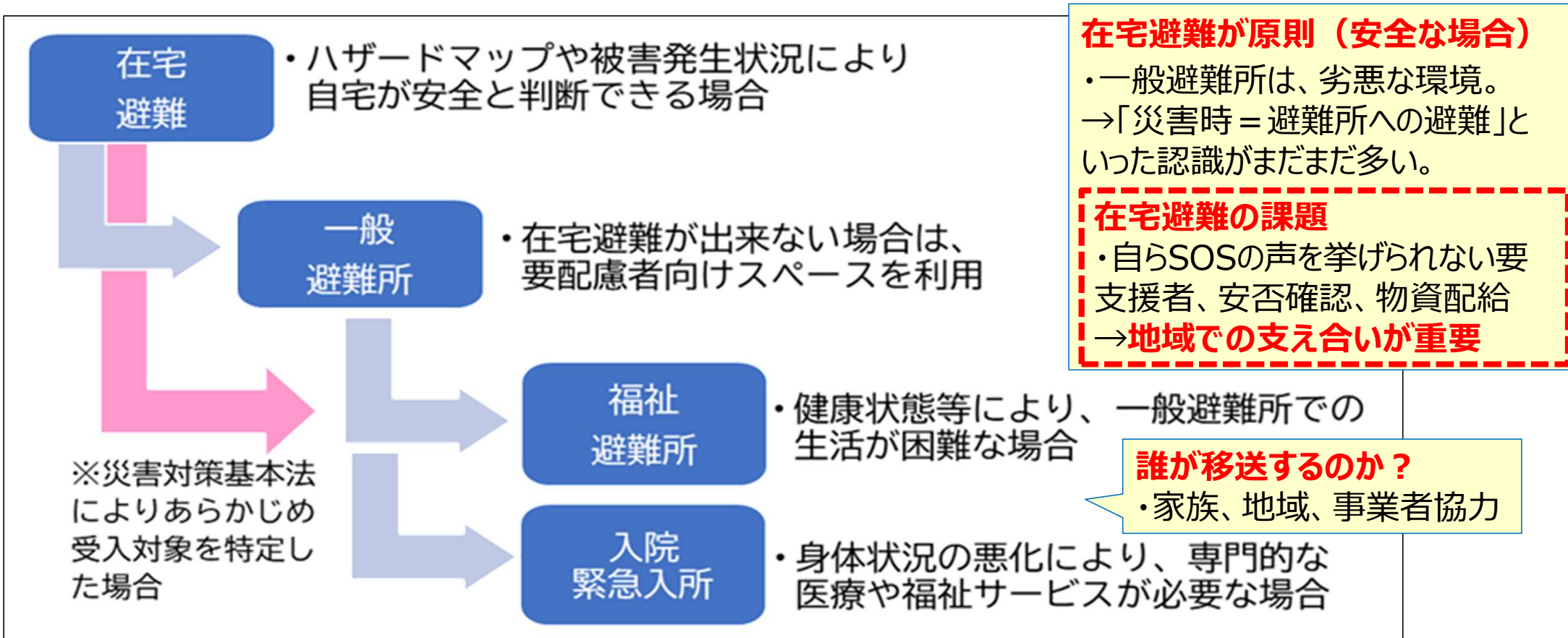
その他 : 9件

合計46件

- ・ その他、複数の福祉専門職から計画作成中との報告あり

**令和7年度 人工呼吸器を使用している医療的ケア児の個別の避難訓練を実施予定
（医療的ケア児等コーディネーター、相談支援専門員、民生委員、保健師等と連携）**

避難所の整理・関係性



福祉避難所への直接避難を求める当事者の声

・障害のある人等は、一般避難所への避難が難しく、普段から利用している施設を利用したいという要望。

福祉避難所の運営の難しさ・不安

・高齢者施設に障害のある人が避難された場合、支援ニーズに十分に対応できるか不安。

福祉避難所の新規指定・運営

福祉避難所 施設名称・施設区分		24時間 対応	優先受入対象
協定済	流山市地域福祉センター	×	
協定済	特別養護老人ホーム等 16か所 +1	○	
R7.4～	つつじ園・コスモス（障害者通所施設等）	×	知的障害者とその家族
R7.4～	流山市児童発達支援センターつばさ	×	知的障害児とその家族
R7.4～	特別養護老人ホーム月の船	○	医療的ケア児・者とその家族 既に協定済みだが受入対象を明示

R7.3 福祉避難所の新規協定（特養時の花・つつじ園・コスモス・流山市児童発達支援センターつばさ）
・高齢者施設に限った協定締結から、障害者施設にも拡充する。

R7.3 優先受入対象の明示（直接避難可）
・一般避難所への避難が特に難しい知的障害者や医療的ケア児・者等の直接避難を可とする。

R7.3 災害時の電源確保策
・医療的ケア児・者等の優先受入対象の福祉避難所に災害時対応の電源を確保する。

医療的ケア児・者等のための電源確保策

電源確保策		手法	運用方法等
既存	在宅（自助）	蓄電池・発電機	障害福祉サービス・日常生活用具により給付
新規	可動式	公用電気自動車 による充電	災害の発生状況により機動的に対応可能 ※必須設備となる外部給電器をR7.1に導入済み
新規	集合式	大型ポータブル蓄電池 による充電	コロナワクチン保冷用を転用。医療的ケア児・者等を優先 受入対象とする福祉避難所（特養月の船）に配置

**ポータブル蓄電池
（福祉政策課）**



**公用電気自動車に接続する外部給電器
（福祉政策課ほか計 2 台）**



**大型ポータブル蓄電池
（福祉避難所・月の船）**



※電気自動車は災害時に本当に使える？非常用電源として活用する方法を解説 -EV DAYS
東京電力エナジーパートナーhttps://evdays.tepco.co.jp/entry20221220knowhow_5

ポータブル蓄電池エナジーユニット
<https://www.century.co.jp/products/lb-1200.html>